子育て支援課

平成31年4月8日

福島県における妊産婦・乳幼児に対する支援体制

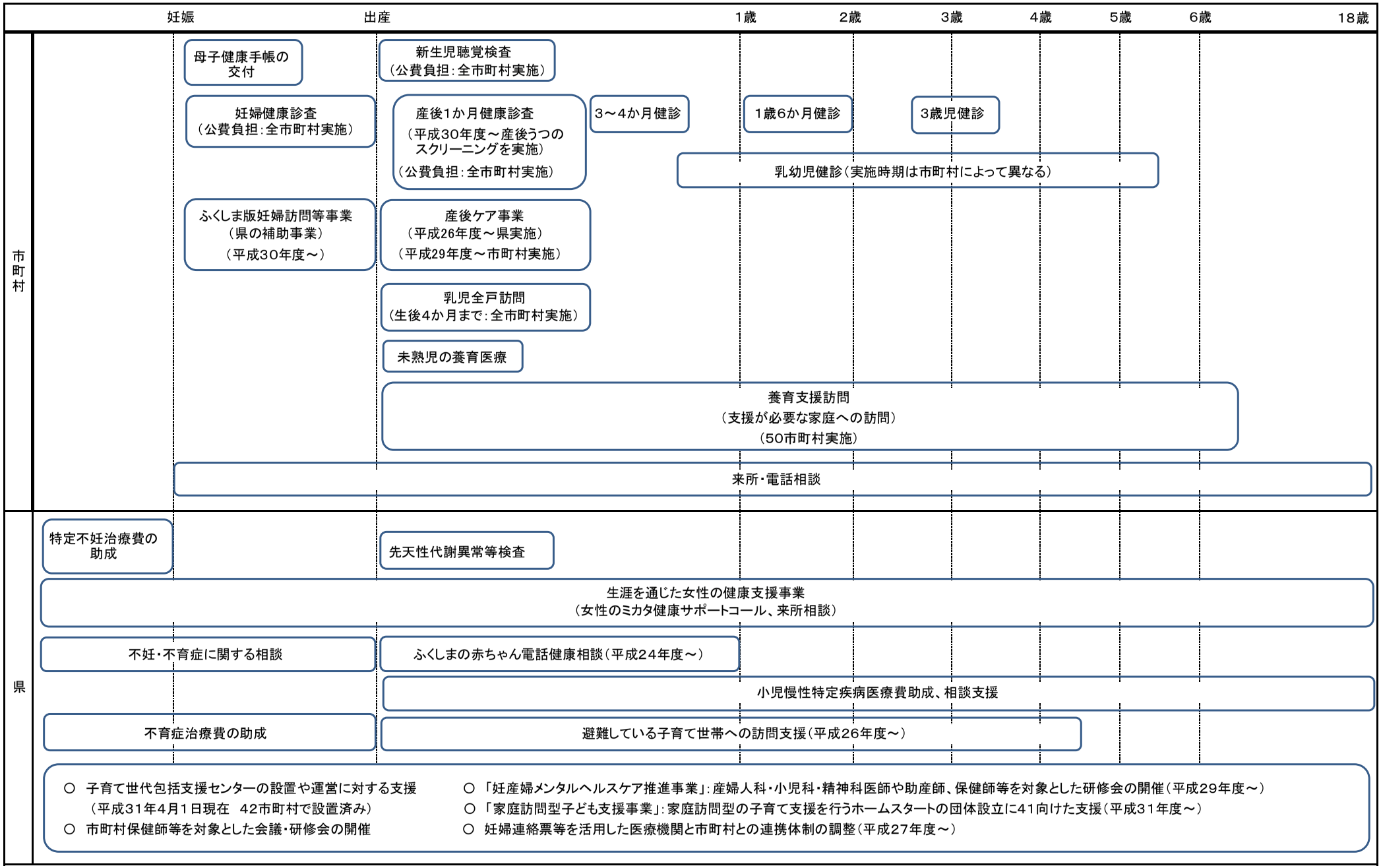

参考資料2

子育て世代包括支援センターの全国展開

○ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。

○母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化（平成29年4月1日施行）（法律上は「母子健康包括支援センター」）。

➢ 実施市町村数：525市区町村（1，106か所）（平成29年4月1日現在） ➢ 平成32年度末までに全国展開を目指す。

※各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。

マネジメント（必須）

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

保健師　助産師　看護師　ソーシャルワーカー

①妊産婦等の支援に必要な実情の把握　②妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導

③支援プランの策定　④保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整

※医師、歯科医師、臨床心理士、栄養士・管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士などの専門職の配置・連携も想定される。

サービス（現業部門）

妊娠前	妊娠期	出産	産後	育児	母子保健支援 / 子育て支援
妊娠に関する普及啓発	産前・産後サポート事業		産後ケア事業		
	妊婦健診	産婦健診		乳幼児健診	
不妊相談	両親学級等	乳児家庭全戸訪問事業		予防接種	
	養育支援訪問事業				

子育て支援策
- 保育所
- 地域子育て支援拠点事業
- 里親　・乳児院
- 養子縁組
- その他子育て支援策

近隣住民やボランティアなどによるインフォーマルなサービス